

# みなみがた荘通所介護事業運営規程

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、みなみがた荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護員その他従業者が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者にある利用者に対し、適正な指定通所介護及び指定第一号通所事業を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 指定第一号通所事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すため、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、これに対応した処遇計画により総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、公平、中立に努める。

4 事業の運営にあたっては、関係行政機関、支援事業者、他の福祉サービスとの連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 みなみがた荘デイサービスセンター
- (2) 所在地 岡山市北区国体町3番12号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤・兼務)

事業所の業務を統括し、従業者の指揮監督をする。

- (2) 生活相談員 1人以上 (常勤)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護職員 1人以上 (常勤)

健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、必要な処置を行う。

- (4) 介護職員 3人以上 (常勤) 1人以上 (非常勤)

通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員(運動指導員) 1人以上 (常勤)

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

- (6) 運転手 1人 (非常勤)

利用者の送迎業務を行う。

2 運営、管理上必要があると認められるときは、事務職員を配置し、事務業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日迄 但し、その週の内に祝祭日がある場合は、その週の土曜日は営業日とし、国民の祝日及び年末年始の12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分迄とする。

サービス提供時間 午前9時から午後5時迄とする。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、次の通りとする。

- (1) 定員 20名/1日

(通所介護計画の作成等)

第7条 通所介護の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス計画を作成する。
- (2) 通所介護計画を作成し、内容及び手続きを記した文章を交付して説明を行い、利用者又は家族の同意を得る。
- (3) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に従って作成する。
- (4) 正当な理由なく通所介護の提供を拒まない。

(通所介護の内容)

第8条 通所介護の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態のチェック
- (3) 機能訓練サービスの提供
- (4) 入浴サービスの提供
- (5) 食事サービスの提供
- (6) 送迎サービスの提供
- (7) その他通所介護の業務

(利用料等)

第9条 利用料等の額は別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

・利用料一覧表 (別紙)

2 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

3 利用料その他の費用額

通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の実施地域は次の通りとする。

実施地域：岡山市(岡山中央・京山・岡北・石井・桑田・操山・竜操・高島中学校区)

ただし、第一号通所事業の通常の実施地域は、岡山市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 2 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 3 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならない。
- 4 その他事業所の規則等を遵守しなければならない。

(秘密保持)

第12条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない、またその必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情解決体制の整備)

第14条 事業所は、提供した通所介護サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供に関し、法第23条の規定に

より市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、提供した指定通所介護及び指定第一号通所事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第15条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
  - (3) 事故発生の防止の為に委員会及び従業者に対する研修の定期的実施。
  - (4) 措置を適切に実施するための担当者の選定
- 2 介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。
  - 3 事業者は、利用者に対する指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 事業者は、利用者に対する指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
  - 5 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害時対策等)

第16条 事業所は、非常災害に対し日常的に具体的な対処方法、非難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き)

第17条 事業者は、指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な書類を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- 二 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の設置
- (3) 指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域と連携等)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第21条 事業者は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(職員の研修等)

第22条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

- 2 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業所の会計とその他の事業の会計は区分する。
- (2) 事業所は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録の整備を行う。  
又、通所介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5ヵ年間保存する。
- (3) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。
- (4) 事業所は、適切な指定通所介護及び指定第一号通所事業の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

一部変更	平成16年	4月	1日
〃	平成17年	10月	1日
〃	平成18年	4月	1日
〃	平成18年	11月	1日
〃	平成21年	4月	1日
〃	平成24年	4月	1日
〃	平成25年	4月	1日
〃	平成26年	2月	1日
〃	平成26年	4月	1日
〃	平成26年	5月	1日
〃	平成26年	6月	1日
〃	平成27年	4月	1日
〃	平成27年	8月	1日
〃	平成29年	4月	1日
〃	平成30年	4月	1日
〃	平成30年	8月	1日
〃	令和 元年	10月	1日
〃	令和 3年	4月	1日
〃	令和 6年	4月	1日
〃	令和 6年	6月	1日